令和７年度第２回甲賀市下水道審議会　次　第

日　時：令和７年８月８日（金）
午後１時３０分から
場　所：甲賀市役所　５階　第１・２委員会室

１．開　　会

２．市民憲章唱和

３．あいさつ

４．審議事項
下水道使用料の改定について　（資料１－１、資料１－２）

５．報告事項
地域再生計画の中間評価について　（資料２）

６．その他

７．閉　　会

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に　　あなたも仲間
いろどる山河と　　生きいき文化
こぼれる笑顔に　　応える安心
うみだす活力　　受けつぐ伝統
かがやく未来に　　鹿深の夢を

写

甲　水　総　第　219　号
令和７年(2025 年)8 月 8 日

甲賀市下水道審議会
会　長　　的　場　計　利　様

甲賀市長　岩　永　裕　貴

下水道使用料の改定について（諮問）

甲賀市下水道事業は、平成１６年１０月の５町合併時に合併協議会で決定された使用料体系を採用し、平成２３年からは公共下水道使用料と農業集落排水施設使用料を同一の算定方法とした料金体系としています。

平成２８年４月１日から地方公営企業法の適用後、平成２９年３月に策定した経営戦略を令和７年３月に改定し、経営健全化に向け取り組んでいるところですが、汚水処理に必要な経費を使用料で賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼った経営となっています。

このような経営環境の中、老朽化した施設、物価高騰などによる維持管理費の増大、使用者の節水志向や人口減少等による使用料の減収が見込まれ、収益的収支において赤字となる予測から、厳しい経営状況となることが想定されます。

このことから、甲賀市下水道審議会規則第２条の規定に基づき、下水道事業を将来にわたって安定的かつ持続的に運営し、また経営健全化を図るため、下記の事項について諮問いたします。

記

１．下水道使用料改定後の水準と体系
２．上記１の実施時期

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

【収益的収支　支出　検討ケース1】

『下水道事業会計』

税抜き　（単位：千円，%）

区分 ＼ 年度			R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支	収益的収入	1．営業収益 (A)	1,548,426	1,539,113	1,523,520	1,517,613	1,516,797	1,486,241	1,578,228	1,570,551	1,561,228	1,668,227	1,655,526	1,642,957	1,630,517	1,618,202
		(1) 料金収入	1,508,129	1,485,833	1,476,047	1,461,431	1,454,060	1,414,876	1,501,807	1,489,793	1,477,874	1,583,335	1,569,085	1,554,963	1,540,969	1,527,100
		(2) 受託工事収益 (B)	121	8,570	997		1,000	1,010	1,010	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,012	1,012
		(3) その他	40,176	44,710	46,476	56,182	61,737	70,355	75,411	79,747	82,343	83,881	85,430	86,983	88,536	90,090
		2．営業外収益	1,929,266	1,923,354	1,886,436	1,932,668	1,926,137	1,910,342	1,866,923	1,853,670	1,876,383	1,855,559	1,847,968	1,848,234	1,827,169	1,819,052
		(1) 補助金	936,025	942,030	914,473	953,359	951,249	926,033	885,671	884,999	903,324	879,715	866,355	862,993	850,082	848,152
		他会計補助金	933,874	940,055	911,923	950,312	948,196	922,980	882,618	881,946	900,271	876,662	863,302	859,940	847,029	845,099
		その他補助金	2,151	1,975	2,550	3,047	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053
		(2) 長期前受金戻入	992,860	980,675	971,743	978,154	974,622	984,043	980,986	968,405	972,793	975,578	981,347	984,975	976,821	970,634
		(3) その他	381	649	220	1,155	266	266	266	266	266	266	266	266	266	266
		収入計 (C)	3,477,692	3,462,467	3,409,956	3,450,281	3,442,934	3,396,583	3,445,151	3,424,221	3,437,611	3,523,786	3,503,494	3,491,191	3,457,686	3,437,254
	収益的支出	1．営業費用	2,995,449	3,032,455	3,012,520	3,067,436	3,148,105	3,305,755	3,277,910	3,262,761	3,287,271	3,286,717	3,332,059	3,342,967	3,331,032	3,318,982
		(1) 職員給与費	82,741	103,262	114,287	111,844	122,288	115,376	116,526	117,687	118,860	120,044	121,240	122,448	123,669	124,901
		基本給	40,078	46,686	51,014	50,147	52,402	49,633	50,130	50,631	51,138	51,649	52,165	52,687	53,214	53,746
		退職給付費														
		その他	42,663	56,576	63,273	61,697	69,886	65,743	66,396	67,056	67,722	68,395	69,075	69,761	70,455	71,155
		(2) 経費	829,868	861,288	840,201	887,252	923,295	1,081,888	1,050,706	1,043,024	1,048,206	1,039,355	1,070,203	1,070,859	1,061,821	1,058,540
		動力費	69,532	76,265	62,923	75,601	82,134	82,748	81,724	80,579	82,061	79,918	79,154	77,563	76,641	74,857
		修繕費	29,408	36,636	29,977	57,975	58,503	63,765	63,663	63,132	63,130	62,151	62,045	60,984	60,724	60,089
		材料費														
		その他	730,928	748,387	747,301	753,676	782,658	935,375	905,319	899,313	903,015	897,286	929,004	932,312	924,456	923,594
		(3) 減価償却費	2,082,840	2,067,905	2,058,032	2,068,340	2,102,522	2,108,491	2,110,678	2,102,050	2,120,205	2,127,318	2,140,616	2,149,660	2,145,542	2,135,541
		2．営業外費用	396,466	359,451	331,805	311,495	317,510	314,463	310,607	311,822	310,061	298,991	286,447	274,720	264,537	255,448
		(1) 支払利息	378,891	338,259	304,053	279,095	287,901	284,862	281,006	282,221	280,460	269,390	256,846	245,119	234,936	225,847
		(2) その他	17,575	21,192	27,752	32,400	29,609	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601
		支出計 (D)	3,391,915	3,391,906	3,344,325	3,378,931	3,465,615	3,620,218	3,588,517	3,574,583	3,597,332	3,585,708	3,618,506	3,617,687	3,595,569	3,574,430
	経常損益 (C)−(D) (E)		85,777	70,561	65,631	71,350	△ 22,681	△ 223,635	△ 143,366	△ 150,362	△ 159,721	△ 61,922	△ 115,012	△ 126,496	△ 137,883	△ 137,176
特別利益 (F)			49,233	387	249	1,790	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
特別損失 (G)			1,927	1,163	1,454	9,633	1,727	22,927	22,927	22,927	22,927	22,927	1,727	1,727	1,727	1,727
特別損益 (F)−(G) (H)			47,306	△ 776	△ 1,205	△ 7,843	△ 1,725	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 1,725	△ 1,725	△ 1,725	△ 1,725
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)			133,083	69,785	64,426	63,507	△ 24,406	△ 246,560	△ 166,291	△ 173,287	△ 182,646	△ 84,847	△ 116,737	△ 128,221	△ 139,608	△ 138,901
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			850,526	920,311	984,737	1,048,244	1,023,838	777,279	610,988	437,701	255,055	170,207	53,470	△ 74,751	△ 214,360	△ 353,261
営業収益－受託工事収益 (A)−(B) (M)			1,548,305	1,530,543	1,522,523	1,517,613	1,515,797	1,485,231	1,577,218	1,569,540	1,560,217	1,667,216	1,654,515	1,641,946	1,629,505	1,617,190

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

【収益的収支　支出　検討ケース2】

『下水道事業会計』

税抜き　（単位：千円，%）

区分 ＼ 年度			R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支	収益的収入	1．営業収益 (A)	1,548,426	1,539,113	1,523,520	1,517,613	1,516,797	1,486,241	1,578,228	1,570,551	1,561,228	1,668,227	1,655,526	1,642,957	1,630,517	1,618,202
		(1) 料金収入	1,508,129	1,485,833	1,476,047	1,461,431	1,454,060	1,414,876	1,501,807	1,489,793	1,477,874	1,583,335	1,569,085	1,554,963	1,540,969	1,527,100
		(2) 受託工事収益 (B)	121	8,570	997		1,000	1,010	1,010	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,012	1,012
		(3) その他	40,176	44,710	46,476	56,182	61,737	70,355	75,411	79,747	82,343	83,881	85,430	86,983	88,536	90,090
		2．営業外収益	1,929,266	1,923,354	1,886,436	1,932,668	1,926,137	1,910,342	1,866,923	1,853,670	1,876,383	1,855,559	1,847,968	1,848,234	1,827,169	1,819,052
		(1) 補助金	936,025	942,030	914,473	953,359	951,249	926,033	885,671	884,999	903,324	879,715	866,355	862,993	850,082	848,152
		他会計補助金	933,874	940,055	911,923	950,312	948,196	922,980	882,618	881,946	900,271	876,662	863,302	859,940	847,029	845,099
		その他補助金	2,151	1,975	2,550	3,047	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053
		(2) 長期前受金戻入	992,860	980,675	971,743	978,154	974,622	984,043	980,986	968,405	972,793	975,578	981,347	984,975	976,821	970,634
		(3) その他	381	649	220	1,155	266	266	266	266	266	266	266	266	266	266
		収入計 (C)	3,477,692	3,462,467	3,409,956	3,450,281	3,442,934	3,396,583	3,445,151	3,424,221	3,437,611	3,523,786	3,503,494	3,491,191	3,457,686	3,437,254
	収益的支出	1．営業費用	2,995,449	3,032,455	3,012,520	3,067,436	3,148,105	3,346,266	3,318,619	3,303,439	3,328,024	3,327,506	3,372,848	3,383,756	3,371,821	3,359,771
		(1) 職員給与費	82,741	103,262	114,287	111,844	122,288	115,376	116,526	117,687	118,860	120,044	121,240	122,448	123,669	124,901
		基本給	40,078	46,686	51,014	50,147	52,402	49,633	50,130	50,631	51,138	51,649	52,165	52,687	53,214	53,746
		退職給付費														
		その他	42,663	56,576	63,273	61,697	69,886	65,743	66,396	67,056	67,722	68,395	69,075	69,761	70,455	71,155
		(2) 経費	829,868	861,288	840,201	887,252	923,295	1,122,399	1,091,415	1,083,702	1,088,959	1,080,144	1,110,992	1,111,648	1,102,610	1,099,329
		動力費	69,532	76,265	62,923	75,601	82,134	82,748	81,724	80,579	82,061	79,918	79,154	77,563	76,641	74,857
		修繕費	29,408	36,636	29,977	57,975	58,503	63,765	63,663	63,132	63,130	62,151	62,045	60,984	60,724	60,089
		材料費														
		その他	730,928	748,387	747,301	753,676	782,658	975,886	946,028	939,991	943,768	938,075	969,793	973,101	965,245	964,383
		(3) 減価償却費	2,082,840	2,067,905	2,058,032	2,068,340	2,102,522	2,108,491	2,110,678	2,102,050	2,120,205	2,127,318	2,140,616	2,149,660	2,145,542	2,135,541
		2．営業外費用	396,466	359,451	331,805	311,495	317,510	314,463	310,607	311,822	310,061	298,991	286,447	274,720	264,537	255,448
		(1) 支払利息	378,891	338,259	304,053	279,095	287,901	284,862	281,006	282,221	280,460	269,390	256,846	245,119	234,936	225,847
		(2) その他	17,575	21,192	27,752	32,400	29,609	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601
		支出計 (D)	3,391,915	3,391,906	3,344,325	3,378,931	3,465,615	3,660,729	3,629,226	3,615,261	3,638,085	3,626,497	3,659,295	3,658,476	3,636,358	3,615,219
	経常損益 (C)−(D) (E)		85,777	70,561	65,631	71,350	△ 22,681	△ 264,146	△ 184,075	△ 191,040	△ 200,474	△ 102,711	△ 155,801	△ 167,285	△ 178,672	△ 177,965
特別利益 (F)			49,233	387	249	1,790	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
特別損失 (G)			1,927	1,163	1,454	9,633	1,727	22,927	22,927	22,927	22,927	22,927	1,727	1,727	1,727	1,727
特別損益 (F)−(G) (H)			47,306	△ 776	△ 1,205	△ 7,843	△ 1,725	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 1,725	△ 1,725	△ 1,725	△ 1,725
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)			133,083	69,785	64,426	63,507	△ 24,406	△ 287,071	△ 207,000	△ 213,965	△ 223,399	△ 125,636	△ 157,526	△ 169,010	△ 180,397	△ 179,690
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			850,526	920,311	984,737	1,048,244	1,023,838	736,768	529,767	315,803	92,403	△ 33,233	△ 190,760	△ 359,770	△ 540,167	△ 719,858
営業収益－受託工事収益 (A)−(B) (M)			1,548,305	1,530,543	1,522,523	1,517,613	1,515,797	1,485,231	1,577,218	1,569,540	1,560,217	1,667,216	1,654,515	1,641,946	1,629,505	1,617,190

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

『下水道事業会計』

投資・財政計画
（収支計画）

税込み　（単位：千円）

区分 ＼ 年度			R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 当初＋R6繰越	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資本的収入	資本的収入	1．企業債	767,000	741,800	946,000	1,055,000	1,799,200	1,135,500	1,336,200	1,241,200	624,900	453,200	427,000	479,500	496,700	490,600
		うち資本費平準化債	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	250,000	200,000	20,000				
		2．他会計出資金	372,508	363,462	388,843	208,553	173,375	367,777	278,556	245,739	242,323	262,420	180,595	80,969	5,025	5,025
		3．他会計補助金														
		4．他会計負担金														
		5．他会計借入金														
		6．国（都道府県）補助金	291,110	306,012	304,560	564,536	951,145	379,703	591,228	547,828	231,450	290,850	207,200	310,650	336,750	320,200
		7．固定資産売却代金														
		8．工事負担金	19,744	21,364	46,774	44,196	60,760	35,243	35,243	35,243	35,243	35,243	35,243	12,858	12,858	12,858
		9．その他				168										
		計 (A)	1,450,362	1,432,638	1,686,177	1,872,453	2,984,480	1,918,223	2,241,227	2,070,010	1,133,916	1,041,713	850,038	883,977	851,333	828,683
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
		純計 (A)-(B) (C)	1,450,362	1,432,638	1,686,177	1,872,453	2,984,480	1,918,223	2,241,227	2,070,010	1,133,916	1,041,713	850,038	883,977	851,333	828,683
資本的支出	資本的支出	1．建設改良費	844,736	947,841	999,578	1,434,518	2,806,239	1,341,993	1,777,999	1,725,243	806,275	909,741	775,510	941,842	988,165	957,304
		うち職員給与費	33,175	34,216	35,562	37,184	39,196	39,588	39,984	40,384	40,788	41,195	41,607	42,023	42,444	42,868
		2．企業債償還金	1,836,691	1,834,082	1,736,968	1,673,519	1,625,868	1,568,600	1,497,029	1,446,558	1,433,822	1,315,504	1,251,494	1,188,370	1,131,515	1,079,303
		3．他会計長期借入返還金														
		4．他会計への支出金														
		5．その他					10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		計 (D)	2,681,427	2,781,923	2,736,546	3,108,037	4,442,107	2,920,593	3,285,028	3,181,801	2,250,097	2,235,245	2,037,004	2,140,212	2,129,680	2,046,607
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			1,231,065	1,349,285	1,050,369	1,235,584	1,457,627	1,002,370	1,043,801	1,111,791	1,116,181	1,193,532	1,186,966	1,256,235	1,278,347	1,217,924
補填財源		1．損益勘定留保資金	1,143,296	1,094,091	1,006,833	1,150,166	1,178,199	915,284	936,344	1,005,221	1,064,428	1,137,810	1,135,880	1,110,978	1,163,111	1,162,734
		2．利益剰余金処分額	42,586	202,418		21,412	196,089							90,528	58,706	
		3．繰越工事資金														
		4．その他	45,183	52,776	43,536	64,006	83,339	87,086	107,457	106,570	51,753	55,722	51,086	54,729	56,530	55,190
		計 (F)	1,231,065	1,349,285	1,050,369	1,235,584	1,457,627	1,002,370	1,043,801	1,111,791	1,116,181	1,193,532	1,186,966	1,256,235	1,278,347	1,217,924
補填財源不足額 (E)-(F)																
他会計借入金残高 (G)																
企業債残高 (H)			20,175,207	19,082,925	18,291,957	17,673,438	17,846,770	17,413,670	17,252,841	17,047,483	16,238,561	15,376,257	14,551,763	13,842,893	13,208,078	12,619,375

甲賀市下水道審議会
○今後のスケジュール（予定）

令和７年度　第３回甲賀市下水道審議会
開催日　令和７年８月下旬　　８月２９日（金）
内　容　収支計画と改定時期の決定
場　所　あいこうか市民ホール

令和７年度　第４回甲賀市下水道審議会
開催日　令和７年９月下旬　　９月２６日（金）
内　容　原価計算の検討
場　所　甲賀市役所

令和７年度　第５回甲賀市下水道審議会
開催日　令和７年１０月下旬　　１０月２３日（木）
内　容　原価計算の決定
場　所　甲賀市役所

令和７年度　第６回甲賀市下水道審議会
開催日　令和７年１１月中旬　　１１月１４日（金）
内　容　料金体系の検討
場　所　甲賀市役所

令和７年度　第７回甲賀市下水道審議会
開催日　令和７年１１月下旬　　１１月２７日（木）
内　容　料金体系の決定
場　所　甲賀市役所

令和７年度　第８回甲賀市下水道審議会
開催日　令和７年１２月中旬　　１２月１１日（木）
内　容　収支計画の修正、答申案の検討
場　所　甲賀市役所

令和７年度　第９回甲賀市下水道審議会
開催日　令和８年２月上旬　　２月　　日（　）
内　容　答申案の決定
場　所　甲賀市役所

令和７年度　第１０回甲賀市下水道審議会
開催日　令和８年３月上旬　　３月　　日（　）
内　容　答申
場　所　甲賀市役所

資料１－１

令和７年度　第２回

甲賀市下水道審議会

開　　会

市民憲章唱和

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に　　あなたも仲間
いろどる山河と　　生きいき文化
こぼれる笑顔に　　応える安心
うみだす活力　　受けつぐ伝統
かがやく未来に　　鹿深の夢を

令和７年度　第２回

甲賀市下水道審議会

市長あいさつ

令和７年度　第２回

甲賀市下水道審議会

会長あいさつ

令和７年度　第２回

甲賀市下水道審議会

諮問書提出

審議

下水道使用料の改定について

資料

下水道使用料設定の考え方と使用料の改定について

甲賀市上下水道部

甲　水　総　第　219　号
令和７年(2025年)8月８日

甲賀市下水道審議会
会　長　　的　場　計　利　様

甲賀市長　岩　永　裕　貴

下水道使用料の改定について（諮問）

甲賀市下水道事業は、平成１６年１０月の５町合併時に合併協議会で決定された使用料体系を採用し、平成２３年からは公共下水道使用料と農業集落排水施設使用料を同一の算定方法とした料金体系としています。

平成２８年４月１日から地方公営企業法の適用後、平成２９年３月に策定した経営戦略を令和７年３月に改定し、経営健全化に向け取り組んでいるところですが、汚水処理に必要な経費を使用料で賄うことができず、一般会計からの繰入金に頼った経営となっています。

このような経営環境の中、老朽化した施設、物価高騰などによる維持管理費の増大、使用者の節水志向や人口減少等による使用料の減収が見込まれ、収益的収支において赤字となる予測から、厳しい経営状況となることが想定されます。

このことから、甲賀市下水道審議会規則第２条の規定に基づき、下水道事業を将来にわたって安定的かつ持続的に運営し、また経営健全化を図るため、下記の事項について諮問いたします。

記

１．下水道使用料改定後の水準と体系
２．上記１の実施時期

～　目　次　～

Ⅰ　下水道使用料設定の考え方

1.　公営企業の原則　・・・１３

2.　下水道使用料の基本原則　・・・１５

企業会計の財源構成について　・・・１６

4.　民間企業との違い　・・・１７

5.　下水道使用料制度　・・・１９

6.　地方公営企業法における使用料設定の考え方　・・・２０

7.　総括原価方式に基づく料金の在り方　・・・２１

Ⅱ　使用料改定案と考え方

1.　下水道使用料の現況　・・・２４

令和６年度決算の状況　・・・２８

改定の必要性　・・・２９

平均改定率について　・・・３３

総括原価の配賦について　・・・３５

使用料比較　・・・３６

Ⅰ　下水道使用料設定の考え方について

Ⅰ-1 公営企業の原則

独立採算性の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく**「独立採算制の原則」**が適用されます。

「雨水公費・汚水私費の原則」と「受益者負担の原則」

雨水の処理に要する経費→公費（一般会計）、汚水の処理に要する経費→私費（使用料）で賄われる。この費用負担の原則を**「雨水公費・汚水私費の原則」**という。

【雨水】
雨水は汚水と異なって自然現象によるものであり、雨水の処理により都市の浸水防止等の保全が果たされ、その受益が広く一般市民に及ぶことから、公費負担とされます。

【汚水：受益者負担（原因者負担）の原則】
下水道の利用者は、生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることから、汚水の処理は、私費（使用料）で負担します。

雨水・汚水負担財源のイメージ

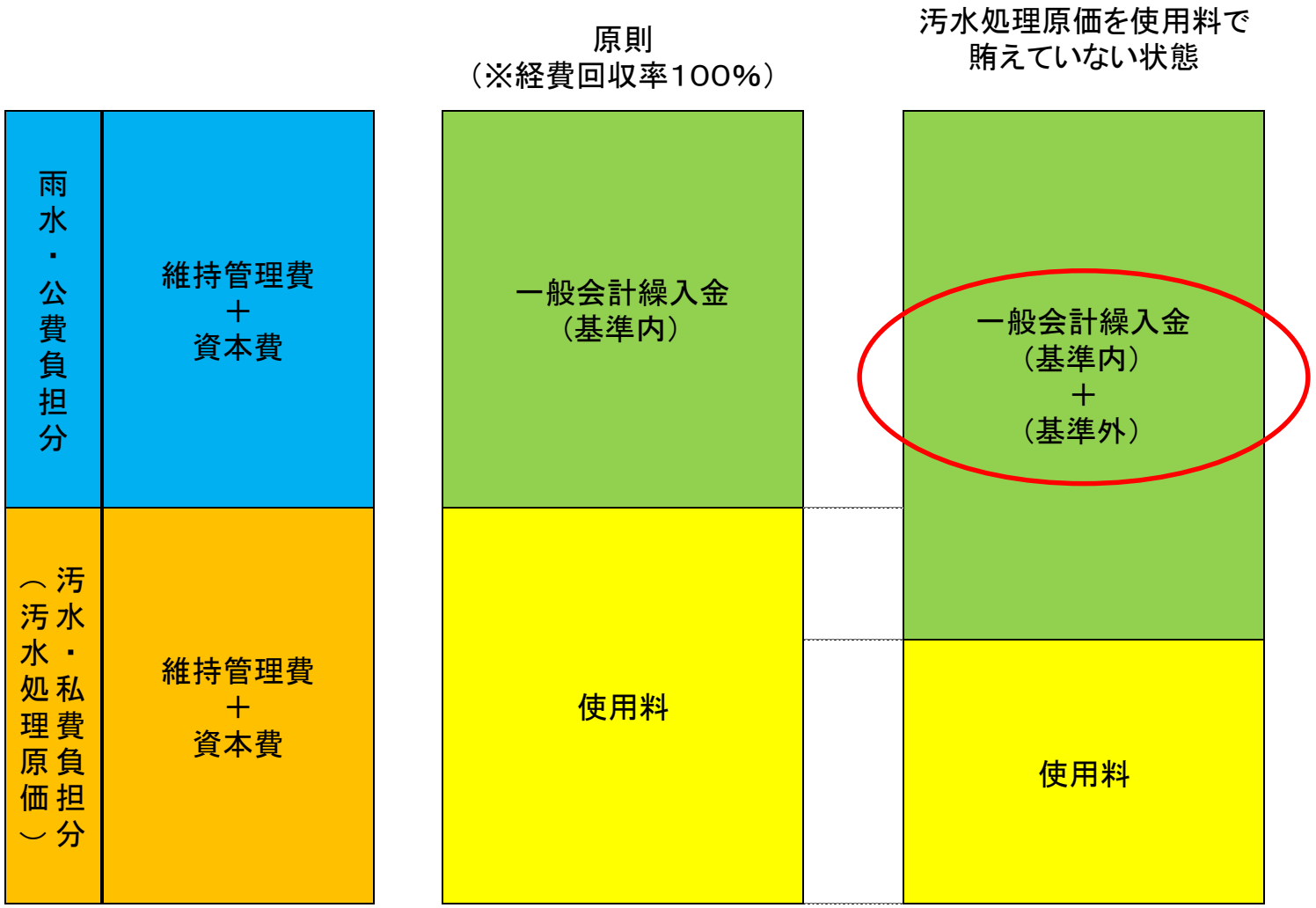

※経費回収率＝汚水処理費÷使用料×100
100%以上あれば、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示している。

Ⅰ-2 下水道使用料の基本原則

地方公営企業法

（料金）
第21条　地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
２　前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

下水道法

（使用料）
第20条　公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。
２　使用料は、次の原則によって定めなければならない。
一　下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
二　能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
三　定率又は定額をもつて明確に定められていること。
四　特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。
３　（略）

地方財政法

（公営企業の経営）
第6条　公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（中略）をもつてこれに充てなければならない。（以下略）

Ⅰ－3 企業会計の財源構成について

公営企業会計においては、収益的収支の利益を資本的収支（投資等）の不足分に充当することとなっています。

公営企業会計の財源構成のイメージ

収益的収支	収入	使用料収入	繰入金	その他
	支出	維持管理費（検針・徴収関係、施設維持管理、薬品・動力費等） 資本費（減価償却費・支払利息等）		収支差額（利益）①

※業務活動によるCF

資本的収支	収入	補助金 企業債等	繰入金	不足分を①+②で補填
	支出	建設改良費	企業債償還金	

※投資活動によるCF、財務活動によるCF

内部留保資金②

※内部留保資金とは･･･減価償却費など現金の支出を伴わない費用や、資本的収支にかかる消費税などです。

Ⅰ-4 民間企業会計との違い

区　　分	公営企業会計 （水道会計・下水道会計等）
簿記方式	複式簿記
純利益の考え方	「必要な剰余金（公共的必要余剰金）」として借入金の償還や建設改良費の財源となる。 ※黒字計上が前提として制度化
予算・決算	議決案件 予算・決算報告書（税込） 会計決算は財務諸表（税抜き）
収益・資本	予算・決算が「収益的収支予算」と「資本的収支予算」に分かれている。 ※柔軟な執行ができない。

公営企業会計と民間の企業会計の大きな違いについては、収益予算・資本予算の有無による違いがあります。

決算書においては、予算に対して決算報告をする必要があります。

キャッシュフロー

ＣＦから見る企業会計と民間企業との違い

①業務活動CF ・・・ 主たる業務活動による現金収支（CF）
※損益計上対象資金

②投資活動CF ・・・ 固定資産の取得・売却による現金収支（CF）
※貸借計上対象資金

③財務活動CF ・・・ 資金調達・返済による現金収支（CF）
※貸借計上対象資金

公営企業会計においては、①業務活動CFが**収益的予算**であり、②投資活動CF、③財務活動CFが**資本的予算**となっています。
そのため、**資本的収支においては、不足がでる**構造となっており、この不足分について、収益的収支による純利益と内部留保資金等により補てんするのが公営企業会計となっています。

Ⅰ-5 下水道使用料制度

下水道の使用料体系

<u>二部使用料制</u>・・・基本使用料と従量使用料の二部から構成される使用料体系
※一部使用料は、基本使用料又は従量使用料のいずれか

下水道使用料

基本使用料

使用水量の多寡に関わらず賦課されるもの

基本水量制（あり・なし）

基本水量(例えば使用水量が20㎥以下)までは、一律に基本使用料を賦課するもの。この場合、この水量区分の従量使用料は賦課されない。

従量使用料

使用水量と単位水量あたりの価格により算定し賦課されるもの

逓増型料金制（あり・なし）

使用水量の増加に応じて、従量使用料の単位水量当たりの価格が高くなる。

※下水道法第20条第2項で定めている使用料の原則を踏まえて、下水道使用料の算定を行うに当たり、公益社団法人日本下水道協会から「下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版」が発刊されています。

Ⅰ-6　地方公営企業法における使用料設定の考え方

地方公営企業法における使用料対象経費のイメージ

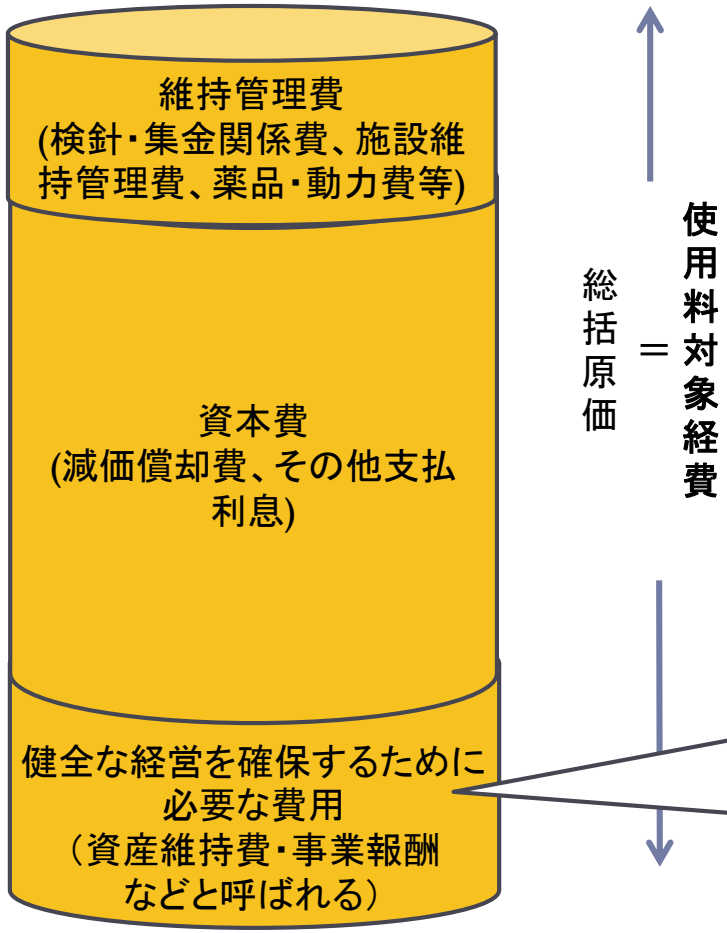

必要な資金を必要な分だけ徴収する

総括原価方式

が妥当であるとされています。

（この部分の使い道）
・繰越欠損金解消のための財源
・各種積立金
・特に使途を定めず、繰越利益とする。

※将来の更新需要が増大する場合に必要な費用です。金額をどの程度対象経費に加えるかは、他の経費とのバランスを見ながら検討します。

Ⅰ-7 総括原価方式に基づく使用料の在り方

費用は「固定的経費」「変動的経費」に分解された後に、基本使用料及び従量使用料に配分されます。

総括原価
（使用料対象経費）

分解

固定的経費

変動的経費

配分

従量使用料

基本使用料

1. 「固定的経費」は<u>基本使用料と従量使用料</u>に配分
   （本来は全額基本使用料に配分）

2. 「変動的経費費」は<u>従量使用料</u>へ配分

固定的経費・変動的経費とは？

固定的経費

排水量とは関係なく、固定的に必要となる費用
・維持管理費（検針・徴収関係費、施設維持管理の大部分等）
・資本費（減価償却費、支払利息）

変動的経費

概ね排水量の増減に比例して必要となる費用
・維持管理費（薬品費、動力費、マンホールポンプ維持管理費等）

Ⅱ　使用料改定案と考え方について

Ⅱ-1 下水道使用料の現況

使用件数

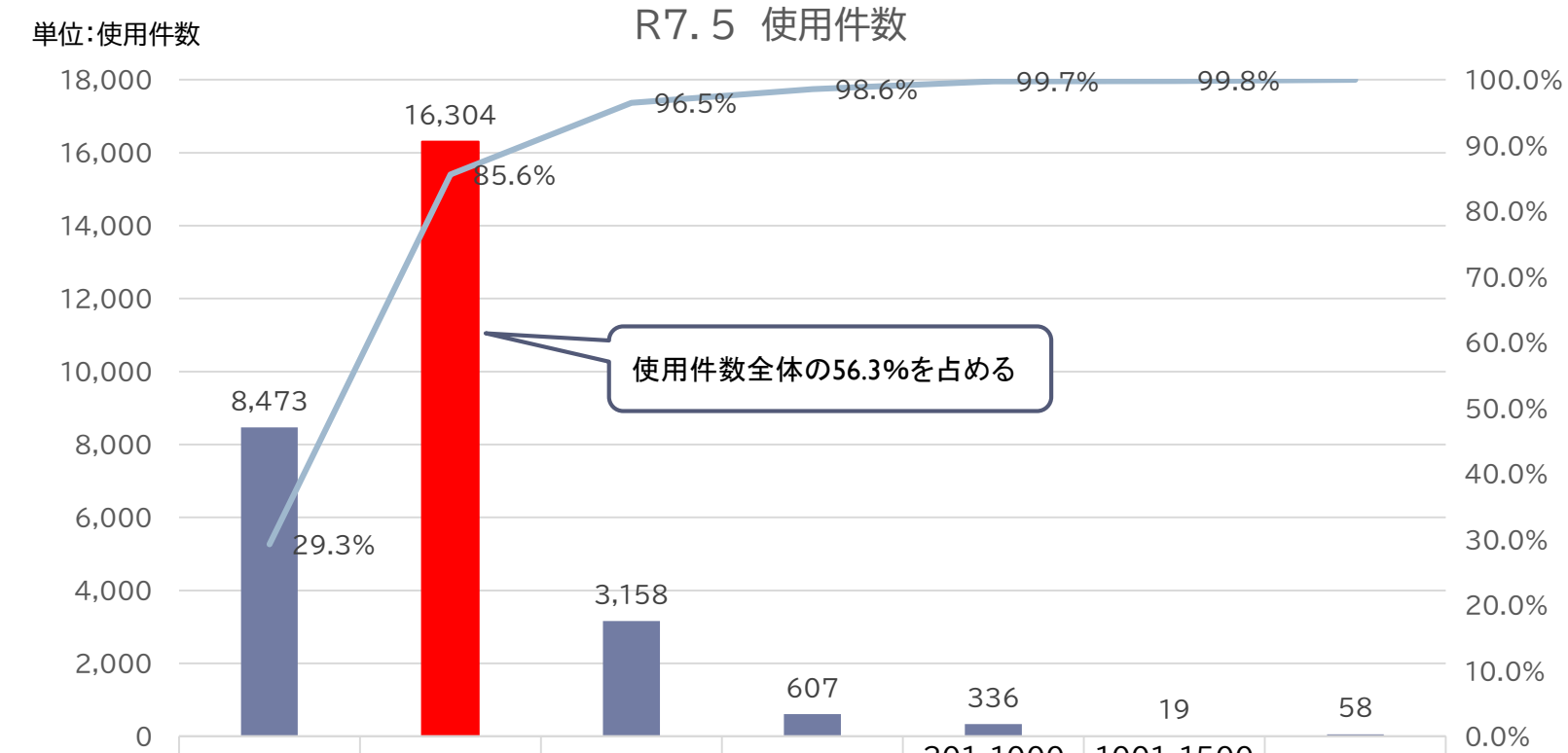

	0-20㎥	21-60㎥	61-100㎥	101-200㎥	201-1000㎥	1001-1500㎥	1501㎥以上	件数計
使用件数	8,473	16,304	3,158	607	336	19	58	28,955
累積割合	29.3%	85.6%	96.5%	98.6%	99.7%	99.8%	100.0%	

使用水量

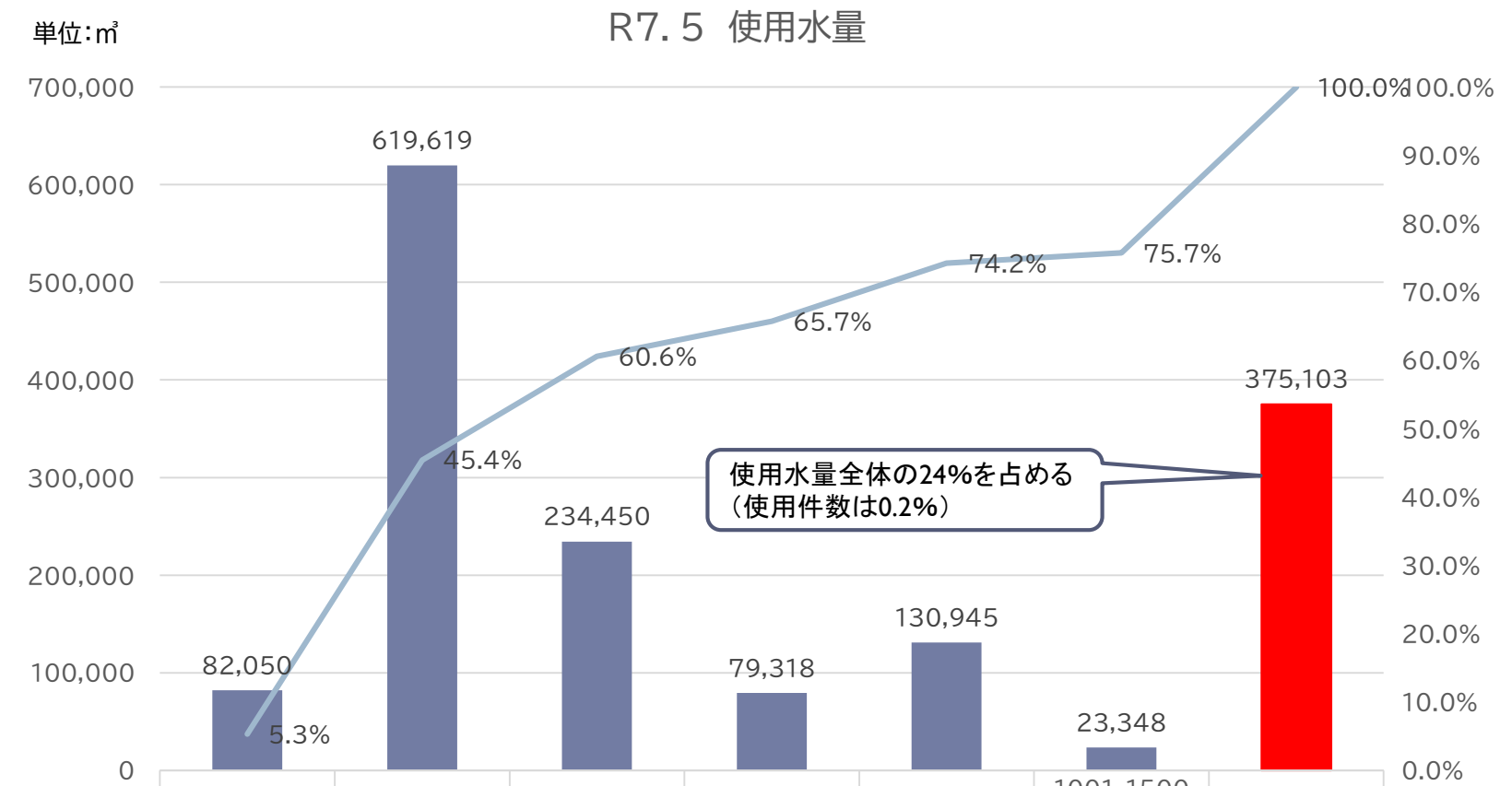

	0-20㎥	21-60㎥	61-100㎥	101-200㎥	201-1000㎥	1001-1500㎥	1501㎥以上
使用水量	82,050	619,619	234,450	79,318	130,945	23,348	375,103
累積割合	5.3%	45.4%	60.6%	65.7%	74.2%	75.7%	100.0%

水量計
1,544,833

使用料金

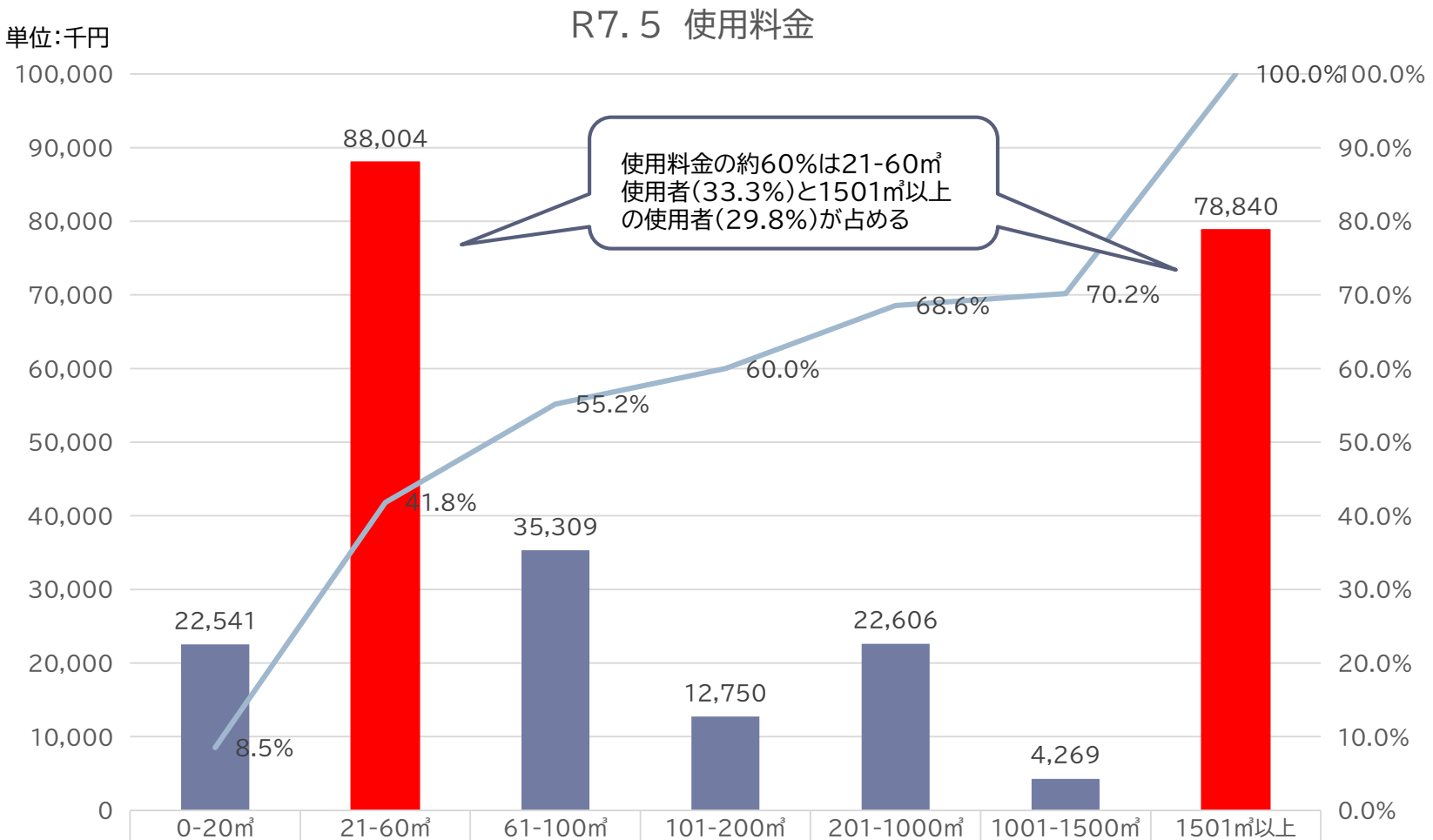

	0-20㎥	21-60㎥	61-100㎥	101-200㎥	201-1000㎥	1001-1500㎥	1501㎥以上
使用料金	22,541	88,004	35,309	12,750	22,606	4,269	78,840
累積割合	8.5%	41.8%	55.2%	60.0%	68.6%	70.2%	100.0%

使用料計
264,319

使用料他市町比較

県内各市町下水道使用料比較（2ヶ月あたり・消費税10％含む）

（単位：円）

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量14㎥	1	竜王町	3,960	0	3,960	100.00%
	2	高島市	3,080	0	3,080	100.00%
	3	日野町	2,960	0	2,960	100.00%
	4	近江八幡市	2,829	0	2,829	100.00%
	5	米原市	2,816	0	2,816	100.00%
	5	彦根市	2,816	0	2,816	100.00%
	7	甲賀市	2,723	0	2,723	100.00%
	8	長浜市	2,702	0	2,702	100.00%
	9	多賀町	2,640	0	2,640	100.00%
	9	甲良町	2,640	0	2,640	100.00%
	9	豊郷町	2,640	0	2,640	100.00%
	9	東近江市	2,640	0	2,640	100.00%
	13	野洲市	891	1,540	2,431	36.65%
	14	守山市	2,270	150	2,420	93.80%
	14	草津市	2,420	0	2,420	100.00%
	16	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%
	17	湖南市	1,018	1,355	2,373	42.90%
	18	愛荘町	1,320	924	2,244	58.82%
	19	大津市	1,982	0	1,982	100.00%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量20㎥	1	竜王町	3,960	0	3,960	100.00%
	2	野洲市	891	2,200	3,091	28.83%
	3	高島市	3,080	0	3,080	100.00%
	4	湖南市	1,018	1,969	2,987	34.08%
	5	日野町	2,960	0	2,960	100.00%
	6	近江八幡市	2,829	0	2,829	100.00%
	7	米原市	2,816	0	2,816	100.00%
	7	彦根市	2,816	0	2,816	100.00%
	8	甲賀市	2,723	0	2,723	100.00%
	9	長浜市	2,702	0	2,702	100.00%
	10	東近江市	2,640	0	2,640	100.00%
	10	多賀町	2,640	0	2,640	100.00%
	10	甲良町	2,640	0	2,640	100.00%
	10	豊郷町	2,640	0	2,640	100.00%
	10	守山市	2,270	370	2,640	85.98%
	10	愛荘町	1,320	1,320	2,640	50.00%
	17	大津市	1,982	646	2,628	75.42%
	18	草津市	2,420	0	2,420	100.00%
	19	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量56㎥	1	高島市	3,080	6,330	9,410	32.73%
	2	大津市	1,982	6,626	8,608	23.03%
	3	湖南市	1,018	7,570	8,588	11.85%
	4	東近江市	2,640	5,900	8,540	30.91%
	5	米原市	2,816	5,622	8,438	33.37%
	6	彦根市	2,816	5,544	8,360	33.68%
	7	日野町	2,960	5,340	8,300	35.66%
	8	近江八幡市	2,829	5,352	8,181	34.58%
	9	甲賀市	2,723	5,443	8,166	33.35%
	10	長浜市	2,702	5,346	8,048	33.57%
	11	野洲市	891	7,150	8,041	11.08%
	12	多賀町	2,640	5,148	7,788	33.90%
	12	豊郷町	2,640	5,148	7,788	33.90%
	14	甲良町	2,640	5,140	7,780	33.93%
	15	竜王町	3,960	3,574	7,534	52.56%
	16	守山市	2,270	5,130	7,400	30.68%
	17	愛荘町	1,320	6,072	7,392	17.86%
	18	草津市	2,420	4,884	7,304	33.13%
	19	栗東市	2,390	4,760	7,150	33.43%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量120㎥	1	大津市	1,982	22,712	24,694	8.03%
	2	高島市	3,080	18,480	21,560	14.29%
	3	東近江市	2,640	17,260	19,900	13.27%
	4	湖南市	1,018	18,623	19,641	5.18%
	5	米原市	2,816	16,522	19,338	14.56%
	6	彦根市	2,816	16,280	19,096	14.75%
	7	甲賀市	2,723	16,324	19,047	14.30%
	8	野洲市	891	18,150	19,041	4.68%
	9	近江八幡市	2,829	15,895	18,724	15.11%
	10	日野町	2,970	15,730	18,700	15.88%
	11	長浜市	2,702	15,774	18,476	14.62%
	12	多賀町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	12	甲良町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	12	豊郷町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	15	草津市	2,420	14,960	17,380	13.92%
	16	守山市	2,270	15,030	17,300	13.12%
	17	愛荘町	1,320	15,400	16,720	7.89%
	18	竜王町	3,960	12,485	16,445	24.08%
	19	栗東市	2,390	13,992	16,382	14.59%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量2,000㎥	1	大津市	1,982	816,671	818,653	0.24%
	2	湖南市	1,018	442,475	443,493	0.23%
	3	高島市	3,080	438,020	441,100	0.70%
	4	野洲市	891	436,370	437,261	0.20%
	5	守山市	2,270	418,850	421,120	0.54%
	6	米原市	2,816	401,236	404,052	0.70%
	7	近江八幡市	2,829	398,629	401,458	0.70%
	8	彦根市	2,816	398,310	401,126	0.70%
	9	長浜市	2,702	397,738	400,440	0.67%
	10	東近江市	2,640	396,220	398,860	0.66%
	11	甲賀市	2,723	385,110	387,833	0.70%
	12	日野町	2,970	375,320	378,290	0.79%
	13	多賀町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	13	甲良町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	13	豊郷町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	16	愛荘町	1,320	357,720	359,040	0.37%
	17	栗東市	2,390	345,928	348,318	0.69%
	18	草津市	2,420	344,410	346,830	0.70%
	19	竜王町	3,960	312,675	316,635	1.25%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量6,000㎥	1	大津市	1,982	2,642,670	2,644,652	0.07%
	2	守山市	2,270	1,527,650	1,529,920	0.15%
	3	高島市	3,080	1,494,020	1,497,100	0.21%
	4	野洲市	891	1,470,370	1,471,261	0.06%
	5	湖南市	1,018	1,419,275	1,420,293	0.07%
	6	長浜市	2,702	1,409,738	1,412,440	0.19%
	7	彦根市	2,816	1,397,110	1,399,926	0.20%
	8	米原市	2,816	1,373,636	1,376,452	0.20%
	9	近江八幡市	2,829	1,322,629	1,325,458	0.21%
	10	多賀町	2,640	1,296,680	1,299,320	0.20%
	10	甲良町	2,640	1,296,680	1,299,320	0.20%
	10	豊郷町	2,640	1,296,680	1,299,320	0.20%
	13	愛荘町	1,320	1,281,720	1,283,040	0.10%
	14	甲賀市	2,723	1,265,110	1,267,833	0.21%
	15	東近江市	2,640	1,258,620	1,261,260	0.21%
	16	日野町	2,970	1,255,320	1,258,290	0.24%
	17	栗東市	2,390	1,234,728	1,237,118	0.19%
	18	草津市	2,420	1,158,410	1,160,830	0.21%
	19	竜王町	3,960	1,038,675	1,042,635	0.38%

Ⅱ-2 令和６年度決算の状況

税込収支状況

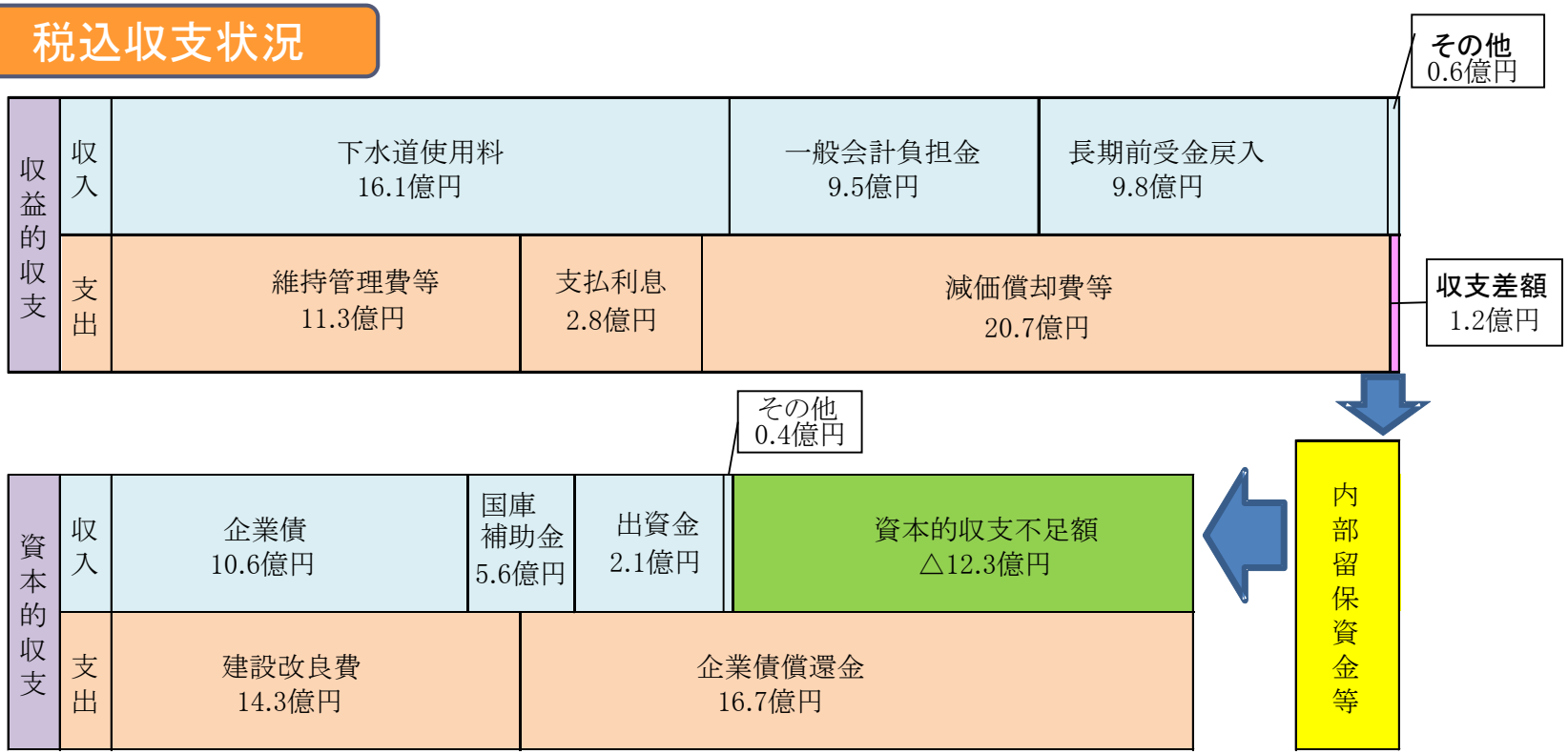

資本的収支不足額明細

資本的収入額が資本的支出額に対し不足額12．3億円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額0．6億円、過年度分損益勘定留保資金0．9億円、当年度分損益勘定留保資金10．6億円、繰越利益剰余金処分額0．2億円で補てんします。

※収支差額（税抜き純利益）は、一度目的別の積立金に積み立ててからでないと、資本的収支不足額に補てんすることはできません。

Ⅱ-3 改定の必要性

収益的収支における財源確保のため

老朽化した施設の更新や維持管理に多くの費用がかかることや流域下水道維持管理負担金の大幅な改定が予定されていることに加えて、人口減少等による使用料の減収が予測され、収益的収支において赤字となるなど厳しい経営状況になることが予測されます。

そのため、公営企業として一般会計からの基準外繰入金に頼ることなく、独立採算制のもと、財源不足を解消し、持続可能な経営のため、使用料の改定により財政健全化を図ることが必要です。

令和7年度から令和16年度までの収支表

令和7年度から令和16年度までの10年間での支出総額は359.6億円となるのに対して、収入総額は345.6億円であり、約14億円の不足が生じます。

収益的収支

・収入は、令和9年度（7%）、12年度（8%）の使用料改定を見込んでいます。
・支出は、令和8年度からの流域下水道維持管理負担金改定を見込んでいます。
・<u>令和7年度以降赤字が発生します。</u>

単位：千円

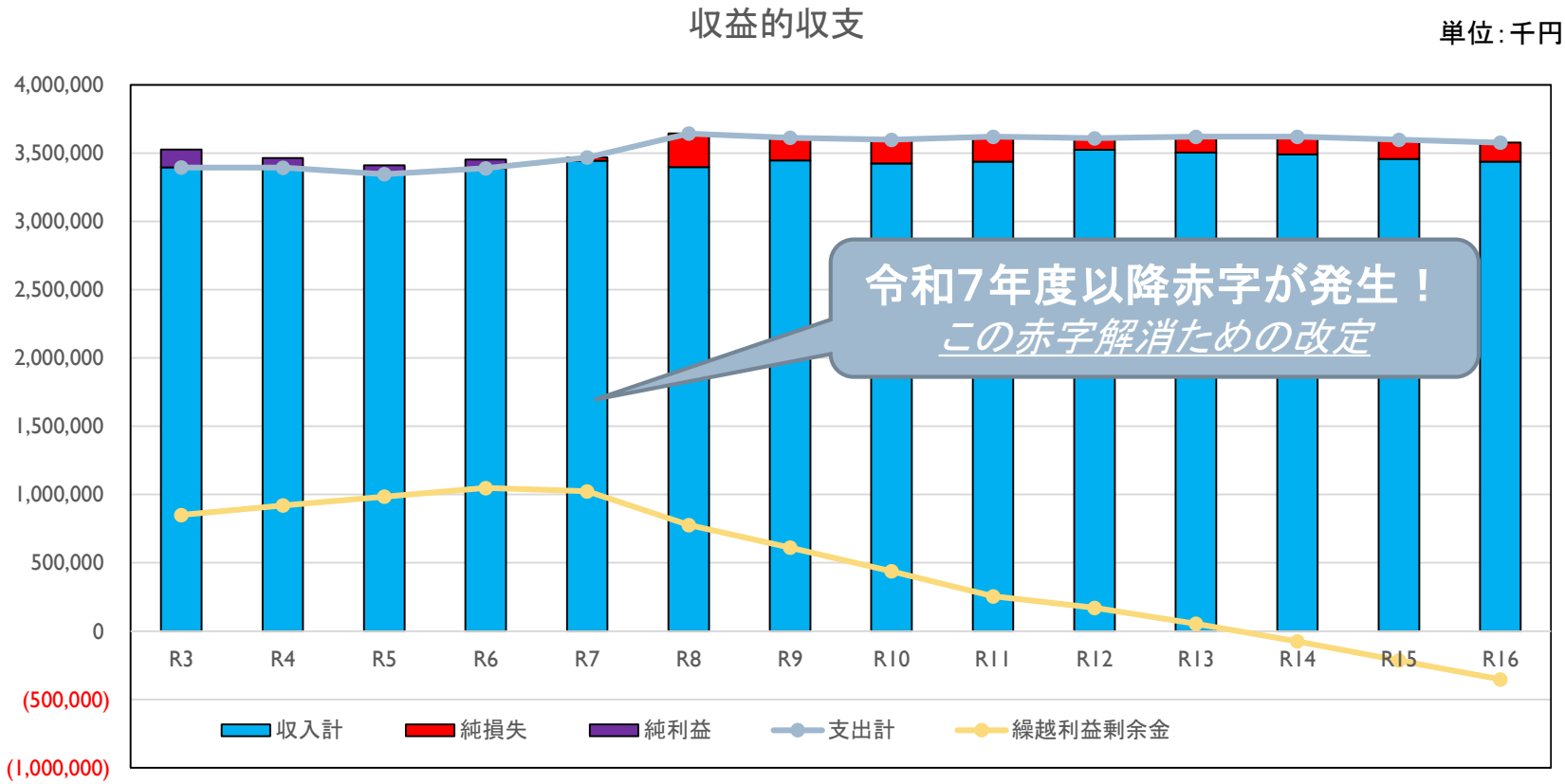

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収入計	3,526,925	3,462,854	3,410,205	3,452,071	3,442,936	3,396,585	3,445,153	3,424,223	3,437,613	3,523,788	3,503,496	3,491,193	3,457,688	3,437,256
支出計	3,393,842	3,393,069	3,345,779	3,388,564	3,467,342	3,643,145	3,611,444	3,597,510	3,620,259	3,608,635	3,620,233	3,619,414	3,597,296	3,576,157
純利益	133,083	69,785	64,426	63,507										
純損失					24,406	246,560	166,291	173,287	182,646	84,847	116,737	128,221	139,608	138,901
繰越利益剰余金	850,526	920,311	984,737	1,048,244	1,023,838	777,279	610,988	437,701	255,055	170,207	53,470	-74,751	-214,360	-353,261

資本的収支

積立金の積立ができないことにより、補填財源の不足が発生する恐れがあります。

単位：千円

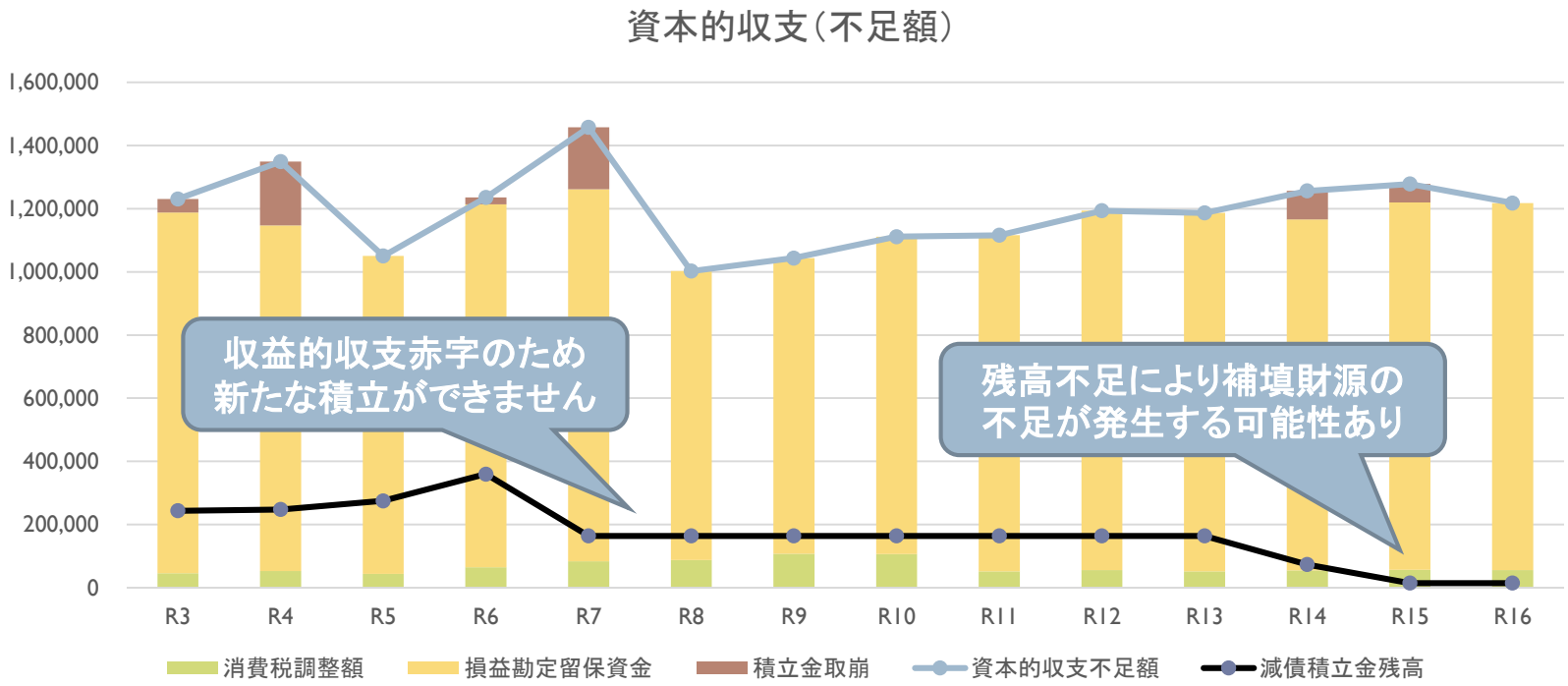

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
消費税調整額	45,183	52,776	43,536	64,006	83,339	87,086	107,457	106,570	51,753	55,722	51,086	54,729	56,530	55,190
損益勘定留保資金	1,143,296	1,094,091	1,006,833	1,150,166	1,178,199	915,284	936,344	1,005,221	1,064,428	1,137,810	1,135,880	1,110,978	1,163,111	1,162,734
積立金取崩	42,586	202,418	0	21,412	196,089	0	0	0	0	0	0	90,528	58,706	0
資本的収支不足額	1,231,065	1,349,285	1,050,369	1,235,584	1,457,627	1,002,370	1,043,801	1,111,791	1,116,181	1,193,532	1,186,966	1,256,235	1,278,347	1,217,924
減債積立金残高	243,537	247,537	274,759	359,726	163,637	163,637	163,637	163,637	163,637	163,637	163,637	73,109	14,403	14,403

施設維持管理の取り組み（令和6年度末）

●終末処理場・ポンプ場　25施設（公下3施設、農排22施設）
●マンホールポンプ場　266箇所　　●汚水管渠　約773km

①施設の統廃合による経費削減 ⇒ 農排施設の公共下水道接続
②業務の効率化による経費縮減 ⇒ 包括的民間委託の導入
③有収率の向上によるｺｽﾄ抑制 ⇒ 不明水対策の実施
④水洗化率の向上による増収 ⇒ 未接続世帯への水洗化啓発
⑤安定した下水道ｻｰﾋﾞｽの提供 ⇒ 経年による老朽施設の修繕・延命化

令和7年度～令和16年度

長期的な維持管理経費縮減のための経費の増加

Ⅱ-4 平均改定率について

改定率検討における留意点

1. 汚水処理費を全て使用料収入で賄えていない
   令和6年度の経費回収率　91．03%
2. 今後の方向性についての指標など（例）
   ①経費回収率100%
   ②総務省が示す下水道使用料が目指すべき水準
   （月3，000円／20㎥）
   ③資産維持費を総括原価へ算入

提示案（現行との比較）

- ①1期15%、2期15%（平均改定率20．34%）
- ②1期20%、2期20%（平均改定率27．61%）
  令和7年度～令和16年度で**使用料収入27億～37億円増額**

経費回収率について

「経費回収率＝使用料対象経費（汚水処理費）÷使用料×100」

経費回収率100%とは使用料対象経費を使用料のみで賄えている状態です。

・令和3年答申の経費回収率　＝ 91．61%（令和7年度から令和16年度までの状況）

①提示案の経費回収率＝100．44%

令和12年度以降は経費回収率**100%以上**を達成。

②提示案の経費回収率＝106．50%

総務省が示す下水道使用料が目指すべき水準について

下水道事業における使用料対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、月3，000円／20㎥を前提として行われています。

(H26.8.29付総務省公営企業課長等通知)

・現行の使用料　＝2ヶ月 2，476円／20㎥

※基本使用料には基本水量20㎥が付されています。

Ⅱ-5 総括原価の配賦について

固定的経費の配分は、**全額を基本使用料に配分するのが本来**ですが、基本使用料が膨大となり使用者に対する影響が大きいことから、**固定的経費の一部を基本使用料と**する方法が妥当であるとされています。

総括原価配分表（令和7年度～令和16年度の10年間の額）

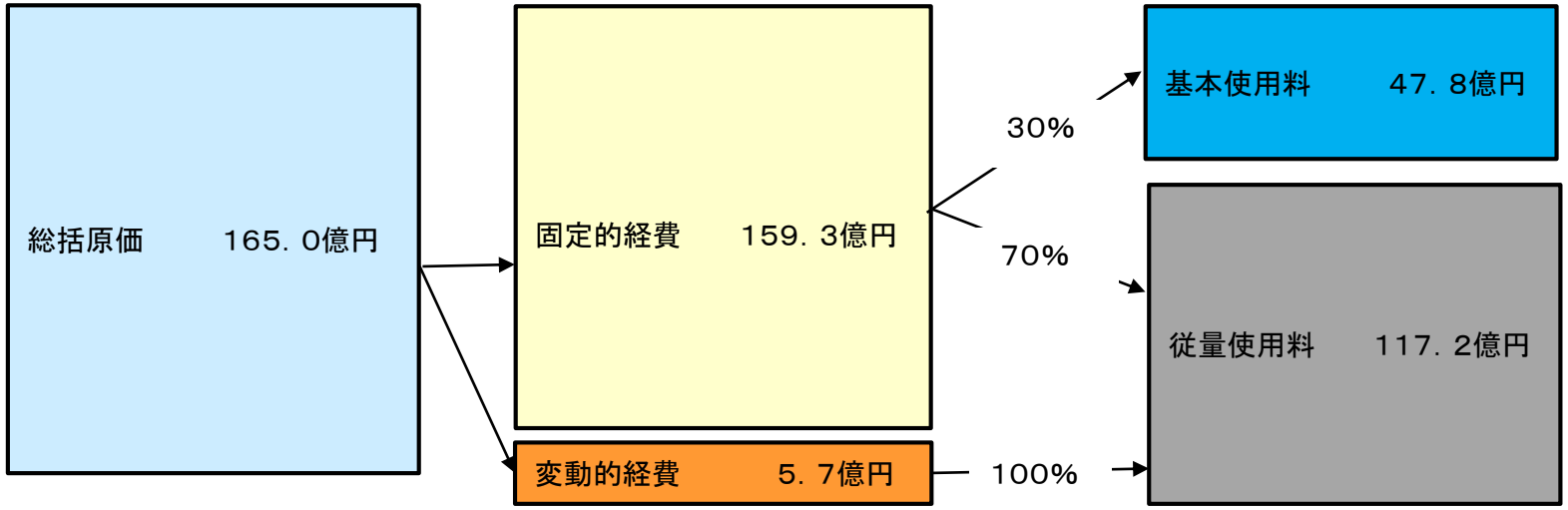

※固定的経費の配分は維持管理費と資本費の割合をもとにしています。
維持管理費＝基本使用料
資本費　＝従量使用料

【参考数値】 原則論どおり固定的経費を全て基本使用料に配分した場合
基本使用料　15.9億円/年（税抜き　2,476円/2月→　9,169円/2月）

Ⅱ-6 使用料比較（改定率に伴う目安表）

（税抜き）

【単価表】

	現行汚水量区分	現行単価（a）（円）	改定率 30% 改定後単価（b）（円）	改定率 30% 増減額（b-a）（円）	改定率 40 % 改定後単価（c）（円）	改定率 40 % 増減額（c-a）（円）
基本使用料	0～ 20㎥	2，476	3，219	743	3，466	990
従量使用料	21～ 40㎥	133	173	40	186	53
	41～ 60㎥	143	186	43	200	57
	61～ 100㎥	152	198	46	213	61
	101～ 200㎥	162	211	49	227	65
	201～1500㎥	171	222	51	239	68
	1501㎥～	200	260	60	280	80

※現行の単価表に改定率を掛けたもので、比較の目安として作成した表になります。
※下水道使用料の改定案ではありません。

参考）2か月に56㎥使う世帯（4人家族）での改定額（税込み）

【現行】	【改定率30%】	【増減額】
8，166円	10，620円	2，454円
	【改定率40%】	
	11，424円	3，258円

報告

地域再生計画の中間評価について

その他

閉　　会

ありがとうございました。

お気をつけて
おかえりください。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

資料１－２

『下水道事業会計』

投資・財政計画
（収支計画）

税抜き　（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支 収益的収入 1．営業収益 (A)	1,548,426	1,539,113	1,523,520	1,517,613	1,516,797	1,486,241	1,690,512	1,681,937	1,671,723	1,896,904	1,882,144	1,867,536	1,853,074	1,838,757
(1) 料金収入	1,508,129	1,485,833	1,476,047	1,461,431	1,454,060	1,414,876	1,614,091	1,601,179	1,588,369	1,812,012	1,795,703	1,779,542	1,763,526	1,747,655
(2) 受託工事収益 (B)	121	8,570	997		1,000	1,010	1,010	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,012	1,012
(3) その他	40,176	44,710	46,476	56,182	61,737	70,355	75,411	79,747	82,343	83,881	85,430	86,983	88,536	90,090
2．営業外収益	1,929,266	1,923,354	1,886,436	1,932,668	1,926,137	1,910,342	1,866,923	1,853,670	1,876,383	1,855,559	1,847,968	1,848,234	1,827,169	1,819,052
(1) 補助金	936,025	942,030	914,473	953,359	951,249	926,033	885,671	884,999	903,324	879,715	866,355	862,993	850,082	848,152
他会計補助金	933,874	940,055	911,923	950,312	948,196	922,980	882,618	881,946	900,271	876,662	863,302	859,940	847,029	845,099
その他補助金	2,151	1,975	2,550	3,047	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053
(2) 長期前受金戻入	992,860	980,675	971,743	978,154	974,622	984,043	980,986	968,405	972,793	975,578	981,347	984,975	976,821	970,634
(3) その他	381	649	220	1,155	266	266	266	266	266	266	266	266	266	266
収入計 (C)	3,477,692	3,462,467	3,409,956	3,450,281	3,442,934	3,396,583	3,557,435	3,535,607	3,548,106	3,752,463	3,730,112	3,715,770	3,680,243	3,657,809
収益的収支 収益的支出 1．営業費用	2,995,449	3,032,455	3,012,520	3,067,436	3,148,105	3,305,755	3,277,910	3,262,761	3,287,271	3,286,717	3,332,059	3,342,967	3,331,032	3,318,982
(1) 職員給与費	82,741	103,262	114,287	111,844	122,288	115,376	116,526	117,687	118,860	120,044	121,240	122,448	123,669	124,901
基本給	40,078	46,686	51,014	50,147	52,402	49,633	50,130	50,631	51,138	51,649	52,165	52,687	53,214	53,746
退職給付費														
その他	42,663	56,576	63,273	61,697	69,886	65,743	66,396	67,056	67,722	68,395	69,075	69,761	70,455	71,155
(2) 経費	829,868	861,288	840,201	887,252	923,295	1,081,888	1,050,706	1,043,024	1,048,206	1,039,355	1,070,203	1,070,859	1,061,821	1,058,540
動力費	69,532	76,265	62,923	75,601	82,134	82,748	81,724	80,579	82,061	79,918	79,154	77,563	76,641	74,857
修繕費	29,408	36,636	29,977	57,975	58,503	63,765	63,663	63,132	63,130	62,151	62,045	60,984	60,724	60,089
材料費														
その他	730,928	748,387	747,301	753,676	782,658	935,375	905,319	899,313	903,015	897,286	929,004	932,312	924,456	923,594
(3) 減価償却費	2,082,840	2,067,905	2,058,032	2,068,340	2,102,522	2,108,491	2,110,678	2,102,050	2,120,205	2,127,318	2,140,616	2,149,660	2,145,542	2,135,541
2．営業外費用	396,466	359,451	331,805	311,495	317,510	314,463	310,607	311,822	310,061	298,991	286,447	274,720	264,537	255,448
(1) 支払利息	378,891	338,259	304,053	279,095	287,901	284,862	281,006	282,221	280,460	269,390	256,846	245,119	234,936	225,847
(2) その他	17,575	21,192	27,752	32,400	29,609	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601
支出計 (D)	3,391,915	3,391,906	3,344,325	3,378,931	3,465,615	3,620,218	3,588,517	3,574,583	3,597,332	3,585,708	3,618,506	3,617,687	3,595,569	3,574,430
経常損益 (C)-(D) (E)	85,777	70,561	65,631	71,350	△ 22,681	△ 223,635	△ 31,082	△ 38,976	△ 49,226	166,754	111,606	98,083	84,674	83,378
特別利益 (F)	49,233	387	249	1,790	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
特別損失 (G)	1,927	1,163	1,454	9,633	1,727	22,927	22,927	22,927	22,927	22,927	1,727	1,727	1,727	1,727
特別損益 (F)-(G) (H)	47,306	△ 776	△ 1,205	△ 7,843	△ 1,725	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 1,725	△ 1,725	△ 1,725	△ 1,725
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	133,083	69,785	64,426	63,507	△ 24,406	△ 246,560	△ 54,007	△ 61,901	△ 72,151	143,829	109,881	96,358	82,949	81,653
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	850,526	920,311	984,737	1,048,244	1,023,838	777,278	723,272	661,371	589,220	733,049	842,930	939,288	1,022,237	1,103,890
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	1,548,305	1,530,543	1,522,523	1,517,613	1,515,797	1,485,231	1,689,502	1,680,926	1,670,712	1,895,893	1,881,133	1,866,525	1,852,062	1,837,745

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

『下水道事業会計』

投資・財政計画
（収支計画）

税抜き　（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度			R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 予算	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収益的収支	収益的収入	1．営業収益 (A)	1,548,426	1,539,113	1,523,520	1,517,613	1,516,797	1,486,241	1,760,690	1,751,553	1,740,783	2,057,895	2,041,687	2,025,643	2,009,758	1,994,030
		(1) 料金収入	1,508,129	1,485,833	1,476,047	1,461,431	1,454,060	1,414,876	1,684,269	1,670,795	1,657,429	1,973,003	1,955,246	1,937,649	1,920,210	1,902,928
		(2) 受託工事収益 (B)	121	8,570	997		1,000	1,010	1,010	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,012	1,012
		(3) その他	40,176	44,710	46,476	56,182	61,737	70,355	75,411	79,747	82,343	83,881	85,430	86,983	88,536	90,090
		2．営業外収益	1,929,266	1,923,354	1,886,436	1,932,668	1,926,137	1,910,342	1,866,923	1,853,670	1,876,383	1,855,559	1,847,968	1,848,234	1,827,169	1,819,052
		(1) 補助金	936,025	942,030	914,473	953,359	951,249	926,033	885,671	884,999	903,324	879,715	866,355	862,993	850,082	848,152
		他会計補助金	933,874	940,055	911,923	950,312	948,196	922,980	882,618	881,946	900,271	876,662	863,302	859,940	847,029	845,099
		その他補助金	2,151	1,975	2,550	3,047	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053	3,053
		(2) 長期前受金戻入	992,860	980,675	971,743	978,154	974,622	984,043	980,986	968,405	972,793	975,578	981,347	984,975	976,821	970,634
		(3) その他	381	649	220	1,155	266	266	266	266	266	266	266	266	266	266
		収入計 (C)	3,477,692	3,462,467	3,409,956	3,450,281	3,442,934	3,396,583	3,627,613	3,605,223	3,617,166	3,913,454	3,889,655	3,873,877	3,836,927	3,813,082
	収益的支出	1．営業費用	2,995,449	3,032,455	3,012,520	3,067,436	3,148,105	3,346,266	3,318,619	3,303,439	3,328,024	3,327,506	3,372,848	3,383,756	3,381,821	3,359,771
		(1) 職員給与費	82,741	103,262	114,287	111,844	122,288	115,376	116,526	117,687	118,860	120,044	121,240	122,448	123,669	124,901
		基本給	40,078	46,686	51,014	50,147	52,402	49,633	50,130	50,631	51,138	51,649	52,165	52,687	53,214	53,746
		退職給付費														
		その他	42,663	56,576	63,273	61,697	69,886	65,743	66,396	67,056	67,722	68,395	69,075	69,761	70,455	71,155
		(2) 経費	829,868	861,288	840,201	887,252	923,295	1,122,399	1,091,415	1,083,702	1,088,959	1,080,144	1,110,992	1,111,648	1,112,610	1,099,329
		動力費	69,532	76,265	62,923	75,601	82,134	82,748	81,724	80,579	82,061	79,918	79,154	77,563	76,641	74,857
		修繕費	29,408	36,636	29,977	57,975	58,503	63,765	63,663	63,132	63,130	62,151	62,045	60,984	60,724	60,089
		材料費														
		その他	730,928	748,387	747,301	753,676	782,658	975,886	946,028	939,991	943,768	938,075	969,793	973,101	975,245	964,383
		(3) 減価償却費	2,082,840	2,067,905	2,058,032	2,068,340	2,102,522	2,108,491	2,110,678	2,102,050	2,120,205	2,127,318	2,140,616	2,149,660	2,145,542	2,135,541
		2．営業外費用	396,466	359,451	331,805	311,495	317,510	314,463	310,607	311,822	310,061	298,991	286,447	274,720	264,537	255,448
		(1) 支払利息	378,891	338,259	304,053	279,095	287,901	284,862	281,006	282,221	280,460	269,390	256,846	245,119	234,936	225,847
		(2) その他	17,575	21,192	27,752	32,400	29,609	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601	29,601
		支出計 (D)	3,391,915	3,391,906	3,344,325	3,378,931	3,465,615	3,660,729	3,629,226	3,615,261	3,638,085	3,626,497	3,659,295	3,658,476	3,646,358	3,615,219
	経常損益 (C)−(D) (E)		85,777	70,561	65,631	71,350	△ 22,681	△ 264,146	△ 1,613	△ 10,038	△ 20,920	286,957	230,360	215,400	190,569	197,863
特別利益 (F)			49,233	387	249	1,790	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
特別損失 (G)			1,927	1,163	1,454	9,633	1,727	22,927	22,927	22,927	22,927	22,927	1,727	1,727	1,727	1,727
特別損益 (F)−(G) (H)			47,306	△ 776	△ 1,205	△ 7,843	△ 1,725	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 22,925	△ 1,725	△ 1,725	△ 1,725	△ 1,725
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)			133,083	69,785	64,426	63,507	△ 24,406	△ 287,071	△ 24,538	△ 32,963	△ 43,845	264,032	228,635	213,675	188,844	196,138
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)			850,526	920,311	984,737	1,048,244	1,023,838	736,768	712,229	679,267	635,422	899,454	1,128,089	1,341,764	1,530,608	1,726,745
営業収益ー受託工事収益 (A)−(B) (M)			1,548,305	1,530,543	1,522,523	1,517,613	1,515,797	1,485,231	1,759,680	1,750,542	1,739,772	2,056,884	2,040,676	2,024,632	2,008,746	1,993,018

資料２

地域再生計画　中間評価参考資料

都道府県名	滋賀県	地域再生計画の名称	快適なふるさと信楽のまちづくり再生計画
施工主体	甲賀市	計画期間	令和４年度～令和８年度
地域再生計画の概要	人口減少が顕著な中山間地域である信楽地域は、県内、市内の他地域に比べ下水道普及率が約２１％と低く生活環境の格差も影響し、若者の流出による定住人口の減少と少子高齢化が顕著となっている。 また、信楽地域に流れる大戸川は表面的には比較的正常な水質が維持されているが近年、環境・生活排水による水質汚濁に対する関心も高く、水洗化整備等の期待が高くなってきた。さらに、大戸川は瀬田川に合流し、京阪神の生活用水としても利用されていることから、水洗化整備が必要である。 こうした状況を踏まえ、公共下水道及び合併浄化槽の整備を一体的に推進することにより、生活環境の改善及び公共用水域の水質向上を図ることを計画の目標としている。		
地域再生を図るために行う事業	信楽地域で施工している公共下水道は、平成１２年度に事業着手し、令和２年度末において全体計画２８１．０ha のうち約９７．０ha が整備済みである。 また、公共下水道、農業集落排水及び既設集合排水処理地域を除く地域においては、合併浄化槽区域として個別設置浄化槽を推進している。 今後、更なる汚水処理施設の整備を推進するため、公共下水道及び合併浄化槽の整備を行い、快適で自然豊かな地域を目指す。		
下水道の整備状況写真	信楽町長野地先 着工前	信楽町長野地先 着工中	信楽町長野地先 着工後

地域再生計画（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）中間評価調書

都道府県名	滋賀県	事業実施主体	甲賀市	地域再生計画名	快適なふるさと信楽のまちづくり再生計画
計画期間	令和４年度～令和８年度	評価責任者	甲賀市　上下水道部長		

	指標		基準値	基準年度	中間目標値	年度	中間実績	最終目標値	基準年度	中間評価	達成状況 総指数標	達成状況 達成数	中間目標値の実現状況に関する評価
①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況	指標１	信楽町の人口減少の抑制	10,946人	R2	10,000人	R6	10,068人	9,500人	R8	○			中間目標を68人上回っており、目標値を達成している。
	指標２	大戸川水質維持	A類型	R2	A類型	R6	A類型	A類型	R8	○	2	2	大戸川水質維持は、下水道や浄化槽整備の取組がKPIの達成に寄与したものと考えられる。

②事業の進捗状況	事業名	整備量（その他の事業では取組内容） 計画	中間年度（R6）	最終実績見込み	事業の進捗状況に関する評価
特別措置を適用して行う事業	公共下水道事業 管路施設（φ100～250）	11,038m	3,536m	11,487m	整備延長について、狭小幅員道であったため、進捗に遅延が生じた。また、生活道での施工であったため迂回路確保について地域との合意形成に時間を要した。そのため、当初計画に対して約32%となっている。今後も引き続き、計画に則り整備を進めていく。
	公共下水道事業 終末処理場	1池増設	0	1池増設	信楽地域における面整備が進んだことで、終末処理場への汚水量が増えたことから、増設に着手予定である。計画に則して整備を図っていく。
	浄化槽（個人設置型）事業	100基	29基	93基	浄化槽区域の浄化槽面的整備が一定程度完了したことや、個人の経済状況等により、当初計画に対して29%の設置基数となっている。引き続き、啓発に取り組み推進していく。
その他の事業	浄化槽設置整備事業	住宅用の合併浄化槽の上乗せ補助、住宅用以外の合併浄化槽には基本額補助			合併浄化槽区域の浄化槽設置において、住宅用の合併浄化槽の上乗せ補助を16基、住宅用以外の合併浄化槽の基本補助を8基行い、汚水処理人口の向上と公衆衛生の継続的な保全を図っている。
	合併浄化槽設備修繕費補助事業	合併浄化槽の修繕費補助			公共下水道等が供用開始されていない地域において、合併浄化槽の修繕費の補助を99件行い、生活環境及び公衆衛生の継続的な保全を図っている。
	浄化槽維持管理事業補助事業	住宅用の合併浄化槽を面的に整備した浄化槽維持管理組合に対する維持管理費の補助（県費補助事業）			合併浄化槽区域において、住宅用の合併浄化槽を面的に整備した浄化槽維持管理組合に対し、維持管理費の補助を行うことで、汚水処理人口の向上と公衆衛生の保全に寄与している。令和4年度には544基、令和5年度には552基、令和6年度には556基と年々増加している。
	宅内排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給事業	公共下水道や合併浄化槽の接続に関する工事に要する資金の融資あっせんや利子の補助			信楽町内での申請はなかったが、下水道及び合併浄化槽への接続に関する工事に要する資金の融資あっせんと公共下水道等の供用開始3年以内に接続した者及び合併浄化槽に接続した者に対し、利子の2/3以内で補助を行うことにより、水洗化の向上を図っている。
	子育て応援・定住促進リフォーム事業	人口増加及び移住定住を促進し、地域の活性化を図るため住宅のリフォーム工事を行う者に対する補助			リフォーム補助を行うことにより、空家及び空き店舗の有効活用を促進している。(信楽町内実績:4件)
	移住定住促進事業	大都市で開催される移住フェア等で情報発信			毎年度、東京や大阪等で開催される移住フェア等に参加し情報発信を行い、市外からの移住を促進している。
計画外で独自に実施した事業					

③評価方法	甲賀市下水道審議会で中間目標値の実績状況について評価
④中間評価の公表方法	甲賀市のホームページに掲載
⑤計画全体の総合評価	本地域再生計画では、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用した公共下水道と合併浄化槽整備を一体的に行うことにより、生活環境の改善及び公共用水域の水質向上を図ることを目標としている。その結果として信楽町における人口減少の抑制及び信楽町における美しい自然や川を後世に引き継ぐことを目指している。 なお、指標１の信楽町の人口減少の抑制および指標２の大戸川水質維持については、現時点で目標達成しており、引き続き達成できるよう地域再生計画の事業展開を図っていくものである。

⑥今後の方針等	中間評価結果の反映状況	有りの場合その具体的内容
	地域再生計画の見直し（ 有 ・ 無 ）	公共下水道事業の計画整備量は概ね達成される見込みであるが、事業進捗状況が若干遅れている。 このため、中間評価の結果を踏まえ、計画変更や事業期間を２年延伸する。
	令和８年度予算要望額への反映（ 有 ・ 無 ） 有りの場合の増減額　千円	公共下水道事業及び浄化槽（個人設置型）整備事業については、事業の進捗状況に則して計画及び事業期間の見直しを実施する。

⑦今後の方針等に対する対応

●事業期間延長計画の変更の認定申請を予定
●公共下水道整備事業量、事業費の見直し
・整備事業量
　認定時　１１，０３８ｍ　→見直し後　１１，４８７ｍ　［　４４９ｍ　増］
・事業費
　認定時　２，０２４，０００千円→見直し後　３，２７１，２５２千円［　１，２４７，２５２千円（うち交付金　６３４，６２６千円）増］
●浄化槽（個人設置型）整備事業量の見直し
・整備事業量
　認定時１００基→見直し後　９３基　［７基減］

地 域 再 生 計 画

１．地域再生計画の名称

快適なふるさと信楽のまちづくり再生計画

２．地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県甲賀市

３．地域再生計画の区域

甲賀市の区域の一部（信楽町地区）

４．地域再生計画の目標

４－１　地域の現況

甲賀市は、水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町の５町が、平成１６年１０月 1 日に合併して誕生したまちである。滋賀県の東南部に位置し、面積は４８１．６２ｋ㎡と県土の約１２％を占めている。大阪・名古屋から１００ｋｍ圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交通の拠点となっている。地形は、東南部に標高１，０００ｍを超える山々が連なる鈴鹿山系を望む丘陵地で野洲川・杣川・大戸川沿いに平地が開け、森林も多く、琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な地域となっている。計画区域の信楽町は、大戸川を有しており、瀬田川と合流し京阪神まで流下している。

近年は、京阪神と名古屋間の利便を生かした企業の進出や京阪神のベッドタウンとして発展しており、現在は８９，９０１人（令和３年３月３１日現在）の人口を有する都市である。

本市の人口は、平成１７年をピークに人口減少が進み、平成２７年度末には９１，９４９人であった人口は、令和２年度末には８９，９０１人となり、令和７年には、８５，６２９人となることが予測される。特に信楽町においては、平成２７年度末に１２，１０５人であった人口は、令和２年度末には１０，９４６人となり、このまま推移すれば令和８年度末には９，３２０人になることが予測され、中山間地域における人口減少が顕著となっている。

４－２　地域の課題

甲賀市ひと・まち・しごと創生総合戦略において、市内でも中山間地域における人口減少が顕著であること及び市内の就業人口が減少し、市外で働く傾向にあること、女性の市内就業率が年々減少傾向にあることが課題のひとつとなっている。特に人口減少が顕著な中山間地域である信楽町は、県内、市内の他地域に比べ下水道普及率が約２１％と低く生活環境の格差も影響し、若者の流出による定住人口の減少と少子高齢化が顕著

となっている。

また、信楽町に流れる大戸川は表面的には比較的正常な水質が維持されているが近年、環境・生活排水による水質汚濁に対する関心も高く、水洗化整備等の期待が高くなってきた。さらに、大戸川は瀬田川に合流し、京阪神の生活用水としても利用されていることから、水洗化整備が必要である。

４－３　計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により公共下水道及び合併浄化槽の整備を一体的に推進することにより、生活環境の改善及び公共用水域の水質向上を図ることを計画の目標としている。

（目標１）　信楽町における人口減少の抑制

１０，９４６人（令和２年度末）→９，５００人（令和８年度末）

（目標２）　信楽町における美しい自然や川を後世に引き継ぐ

現在環境基準のＡ類型である大戸川の水質について、Ａ類型を維持する。

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

信楽町で施工している公共下水道は、平成１２年度に事業着手し、令和２年度末において全体計画２８１．０ha のうち約９７．０ha が整備済みである。

また、公共下水道、農業集落排水及び既設集合排水処理地域を除く地域においては、合併浄化槽区域として個別設置浄化槽を推進している。

今後、更なる汚水処理施設の整備を推進するため、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により公共下水道及び合併浄化槽の整備を行い、快適で自然豊かな地域を目指す。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

（１）地方創生汚水処理施設整備推進交付金【Ａ３００９】

・公共下水道・・・平成３１年２月に事業計画策定（変更）

［事業主体］

・甲賀市

［施設の種類］

・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

［事業区域］

・公共下水道　　甲賀市信楽町長野の一部、江田の一部及び西の一部

・浄化槽（個人設置型）　　甲賀市信楽町の全域（ただし、公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域を除く。）

［事業期間］

・公共下水道　　令和４年度～令和８年度

・浄化槽（個人設置型）　　令和４年度～令和８年度

［整備量］

・公共下水道　　管路施設　　φ１００～２５０　Ｌ＝１１，０３８ｍ

　　終末処理場　１池増設

・浄化槽（個人設置型）　　１００基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道　２，２６６人　　浄化槽　２２０人

［事業費］

・公共下水道　　２，０２４，０００千円（うち、交付金　1,031,000 千円）

・浄化槽（個人設置型）　　４１，４００千円（うち、交付金　　13,800 千円）

・合　　計　　２，０６５，４００千円（うち、交付金　1,044,800 千円）

［事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法］

（令和／年度）※信楽町	基準年(R2)	R4	R5	R6	R7	R8
指標１　汚水処理人口普及率	６７％	７１％	７７％	８３％	９０％	９０％
指標２　大戸川水質維持	Ａ類型	Ａ類型	Ａ類型	Ａ類型	Ａ類型	Ａ類型

［事業が先導的なものであると認められる理由］

（政策間連携）

公共下水道及び合併浄化槽を一体的に整備することにより、短期間で効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、快適で魅力ある生活環境の整備といった地域再生の目標達成に資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

汚水処理施設整備事業は、甲賀市国土強靭化地域計画に明記された事業である。

５－３　その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「快適なふるさと信楽のまちづくり再生計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

汚水処理関連

（１）浄化槽設置整備事業

内　　容　公共下水道及び農業集落排水の整備を行わない地域において、住宅用の合併浄化槽には上乗せ補助を行い、住宅用以外の合併浄化槽には基本額の補助を行うことで公衆衛生の継続的な保全を図る。

（甲賀市単独事業）

実施主体　甲賀市

実施期間　平成２８年４月～

（２）合併浄化槽設備修繕費補助事業

内　　容　公共下水道及び農業集落排水が供用開始されていない地域において、合併浄化槽の修繕費補助を行うことにより、生活環境及び公衆衛生の継続的な保全を図る。

（甲賀市単独事業）

実施主体　甲賀市

実施期間　平成２７年４月～

（３）浄化槽維持管理事業補助事業

内　　容　公共下水道及び農業集落排水の整備を行わない地域において、住宅用の合併浄化槽を面的に整備した浄化槽維持管理組合に対し維持管理費の補助を行う。

（県費補助事業）

実施主体　甲賀市

実施期間　平成２６年４月～

（４）宅内排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給事業

内　　容　公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽の接続に関する工事に要する資金の融資を金融機関にあっせんする。

また、この制度で融資を受け、公共下水道及び農業集落排水においては供用開始３年以内に接続した者及び合併浄化槽に接続した者に対して利子の３分の２以内で補助を行う。

（甲賀市単独事業）

実施主体　甲賀市

実施期間　平成１６年１０月～（合併浄化槽については、平成２７年４月～）

定住移住関連

（１）子育て応援・定住促進リフォーム事業

内　　容　人口増加及び移住定住を促進し、地域の活性化を図るため住宅のリフォーム工事を行う者に対して補助を行う。

（甲賀市単独事業）

実施主体　甲賀市

実施期間　平成２８年４月～

（２）移住定住促進事業

内　　容　大都市で開催される移住フェア等で情報発信を行う。また、空き家バンクを活用し市外からの移住及び市内での定住を促進し地域の活性化を目指す。

（甲賀市単独事業）

事業主体　甲賀市
実施期間　平成２７年４月～

６．計画期間

令和４年度～令和８年度

７．目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

４に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に、中間評価及び事後評価を行う。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和２年度 （基準年度）	令和６年度 （中間年度）	令和８年度 （最終目標）
目標１ 信楽町の人口減少の抑制	１０，９４６人	１０，０００人	９，５００人
目標２ 大戸川水質維持	Ａ類型	Ａ類型	Ａ類型

（指標とする数値の収集方法）

項　　目	収集方法
信楽町の人口減少の抑制	甲賀市住民基本台帳より
大戸川水質維持	滋賀県の公共用水域測定の公表データより

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

１．事業の進捗状況

２．総合的な評価や今後の方針

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

４に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（甲賀市ホームページ）により公表する。

（1）区域の図面

地図A　計画の区域に含まれる行政区域を表示した図面

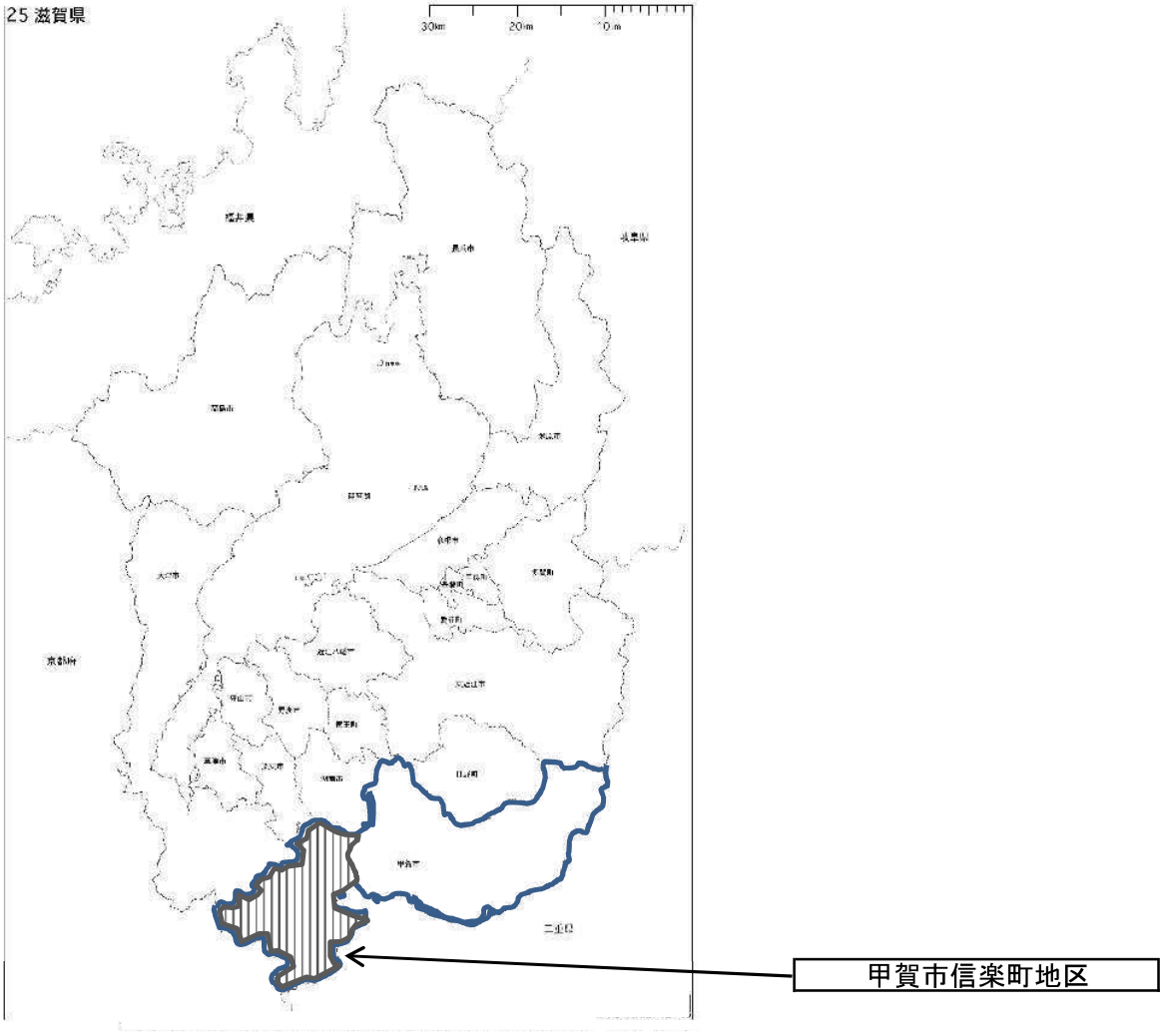

快適なふるさと信楽のまちづくり再生計画

（２）整備する施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

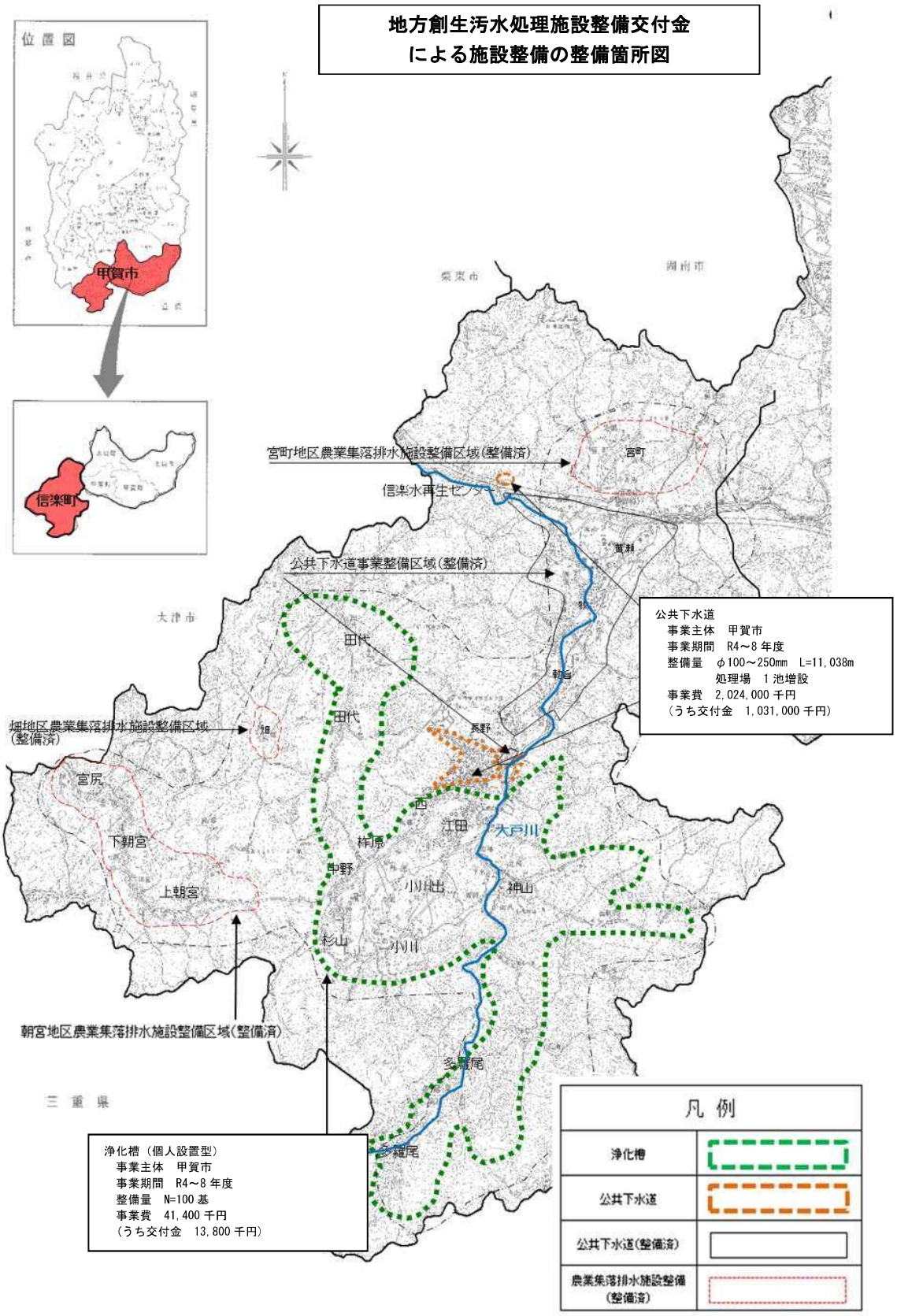

（３）地域再生計画の工程表（汚水）

区分	支援措置等の名称（番号）	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９～
支援措置	地方創生 汚水処理施設整備推進交付金 （Ａ３００９）	甲賀市信楽町地域の生活排水処理施設を一体的に整備 ・公共下水道事業・・・甲賀市信楽町長野地区、江田地区、西地区 ・浄化槽(個人設置)・・・甲賀市信楽町地域（ただし、公共下水道等の集合処理施設の事業計画区域及び整備区域、浄化槽の市町村設置の整備計画区域を除く）					快適なふるさと信楽のまちづくり
関連事業		・定住移住関連事業・・・子育て応援・リフォーム、空き家活用等の推進 ・汚水処理関連事業・・・汚水処理施設費用軽減施策等の推進					